

基本構想 第4章抜粋（国土強靱化計画の追加）

第4章 計画の着実な推進に向けて

人口減少、少子高齢化、過疎化の進行や高度情報化の進展、人々の価値観やライフスタイルの変化など社会情勢の変化に伴い、地域コミュニティ機能の低下、さらには市民ニーズの多様化・高度化などにより、市民個人の努力や行政だけでは対応できない課題が増えています。この課題を解決していくためには、あらゆる分野において市民、地域、事業者（企業）、団体など多様な主体と行政が協働により、自主自立のまちづくりを進めていく必要があります。

また、これからのまちづくりにおいては、あらゆる分野において男女共同参画の理念に基づく取組が求められており、家庭や職場、地域における理解の浸透を図ることが必要です。

さらに、厳しい財政状況が見込まれる中で、第2次総合計画の着実な推進に向けては、財源確保は必要不可欠であり、より一層効率的・効果的な行財政運営に努めるとともに、広域化する行政需要には近隣市町や播磨圏域連携中枢都市圏などと連携を図る中で、効果的な取組を進めていく必要があります。

1. 参画と協働のまちづくりの推進

（1）多様な主体と行政による協働のまちづくりの推進

従来のまちづくりは、行政があらゆる公共サービスの担い手として位置づけられてきましたが、人口減少、少子高齢化、過疎化の進行など社会情勢の変化に伴い、地域コミュニティや子育て・福祉分野などにおいて新たな課題が発生する中では、市民個人の努力や行政だけでは対応することが困難な事例が多くなっています。

一方、近年、市民においては「社会の役に立ちたい」、「地域活動に積極的に関わりたい」という思いから、まちづくりに貢献する活動団体などへ参加される人も見受けられ、また事業者（企業）においても、社会貢献活動に取り組む動きが広がりを見せています。

平成23（2011）年3月に宍粟市自治基本条例を制定している本市においては、市民、市民の日常生活に密着した自治会や地域、さらに団体や事業者（企業）など多様な主体が、新たな公益を担う自立した存在として行政と対等な立場で連携・協力し、協働の関係を築きながらまちづくりを進めていかなければなりません。

そこで、市民に対しては、市民と市民、市民と行政の協働に対する意識の向上をより一層図っていくとともに、行政職員も多様な主体との協働によるまちづくりに対する意識の向上を図っていきます。また、市民と行政職員がともにまちづくりに関わり、実績を積み重ねることが協働の気運を高めることにつながると考えられるため、誰もがまちづくりに参加でき、市民と行政がより密接な連携を深めていく仕組みを構築し

ていきます。

(2) 情報共有の推進

市民の参画と協働のまちづくりを進めるためには、市民と行政が互いに持っている情報を共有し、対話し、理解し合う中で、信頼関係を築いていくことが重要です。

本市では、広報しそ、ホームページ、しーたん通信、しそチャンネル、フェイスブック、ラインなど様々な広報メディアを活用して情報発信を行うとともに、市民提案制度、タウンミーティング、市民アンケート、パブリックコメント等を通じて、市民の意見を行政に幅広く取り入れる機会を設けています。市政の透明性をさらに高めるうえでは、市民の理解を深めるための課題などを市民目線で精査し、そのうえで行政運営が市民に正しく理解され、関心が持たれる情報を発信するとともに、市民からの意見・情報の聴取手段のより一層の充実を図っていきながら、情報が共有され、対話を通じ、市民と行政による協働のまちづくりを推進していきます。

また、豊かな自然、歴史、文化、風土など本市が有する魅力ある地域資源の情報を市民と行政が共有し、連帯感を高め、本市への誇りや愛着心を育む取組を進めていくとともに、本市の魅力を広く市内外へ情報発信し、本市の認知度の向上を図ることが必要です。このため、効果的な情報発信能力の向上をめざし、市民、事業者及び行政などが一体となり、シティプロモーション活動の積極的な展開を図っていきます。

(3) 人づくり、リーダー育成の推進

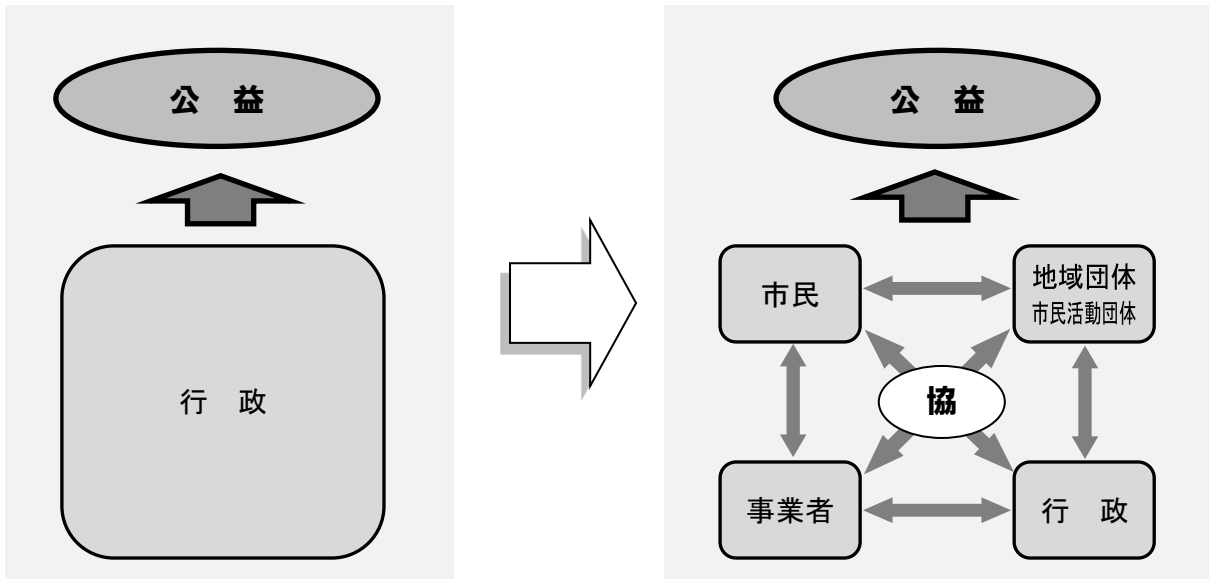
市民と行政が、本市の将来像をめざし、共通の目標・目的のもと、郷土愛を育みながらともに知恵を出し合い、力を合わせたまちづくりを進めていくうえでは、人づくりとともに、様々な分野で、まちづくりを牽引するリーダーとなる人材を育成していくことが重要な課題となっています。

このため、活動におけるリーダーシップや活動の組み立て方、組織運営のマネジメントなど、必要な知識や技術を身につけるリーダー養成の機会を創出し、その成果が地域に生かされる仕組みづくりに重点的に取り組みます。また、地域おこし協力隊や移住者など、市外からの人材が活躍できる仕組みづくりや、受入体制を構築します。

さらに、地域コミュニティ活動やボランティア・NPO活動など市民公益活動への支援などに努め、市民の自主的、主体的なまちづくり活動が持続・発展的に展開されるよう支援するとともに、活動を支え、担っていく人材の確保・育成についても重要なことから、様々な分野において人づくりや交流の場をつくることで、次代を担う子どもたち、女性、高齢者を含め、多様な市民の積極的参加を促しながら取組を進めていきます。さらに、行政職員に対しては、地域活動やボランティア活動に対する意識を高め、協働のまちづくりをリードできる人材としての養成に努めていきます。

このような取組を通じ、市民活動をより一層活発化させるため、市民が集い、自由に相談・情報交換などができる交流拠点づくりについて検討します。

～新たな公益のイメージ～



※公益：

公共の利益を縮約した言葉であり、ある社会を構成する個人や集団の私的利益に対して、その社会の全構成員に関わる共通の利益を指す。

※市民公益活動：

まちづくりに貢献するため市民が自主的に行う活動（自治基本条例第 22 条）。

2. 男女共同参画の推進

性別に関わらず、あらゆる分野に参画し、ともに責任を担うことで、誰もが自分らしく生きることができる男女共同参画社会を実現するため、正しい認識を持つことができるよう、様々な機会を通して啓発活動を行うとともに、家庭や地域・学校・職場等において男女共同参画に関する教育・学習を推進します。

また、まちづくりにおける女性の参画や活躍を推進するため、家庭や地域、職場等における仕組みづくりや働きかけを行います。

さらに、互いの身体的性差を理解し合い、相手を思いやるとともに、「男性」「女性」といった性別だけではなく、多様な性について知り、一人ひとりの性のあり方を尊重することができる社会を構築します。

こうした考え方に基づき、あらゆる分野において市民、事業者、団体、教育関係者、行政等が連携し、男女共同参画社会の実現に向けて、総合的・効果的に取り組みます。

3. 持続可能な行財政運営の推進

(1) 効果的・効率的な行財政運営の推進

将来的に厳しい財政状況が見込まれる中で、第2次総合計画を着実に推進していく

【資料②-1】

ためには、歳入確保と歳出抑制を柱とする行財政改革の推進を図り、健全で計画的な財政運営を行っていく必要があります。一方で、限られた財源の中で何を優先して行い、何をやめるのかを選択し、今まさにやるべきこと、やらなければならないことは積極的かつ集中して取り組む必要があります。

歳入の確保に向けては、徴収率向上への対策強化や、広告料収入・寄付金収入の増加、市有財産の有効活用などにより財源の確保に努めます。

歳出の抑制に向けては、行政評価を活用したPDCAサイクルによる事業の見直しにより、社会の変化に対応した行政運営を行いながら、長期的・計画的な視点から公共施設などの更新・統廃合、長寿命化の推進など、将来を見据え、収入に応じたバランスのとれた支出となる取組を進めていきます。また、職員数が減少しても、多様化・複雑化する市民ニーズに迅速に対応できるよう、スリムで効率的な組織体制の構築、職員の能力向上などに取り組んでいきます。

さらには、行政運営が市民に正しく理解され、関心が持たれる情報を発信するとともに、市民からの意見・情報の聴取手段をより一層充実させるなど市政に反映させる取組を進めるとともに、政策立案や計画を策定する段階における市民の参画を推進していきます。

このように、最小の経費で最大の効果をあげる取組に努め、健全で持続可能な行財政運営を推進します。

(2) 広域連携の推進

住民の日常生活や経済活動が広域化し、住民ニーズが多様化・高度化する中で、行政区域を越えた行政需要に対応するためには、近隣市町や播磨圏域連携中枢都市圏などとの連携による行政の広域化がますます重要になると考えられます。

特に、地勢的、歴史的、文化的につながりの深い播磨圏域連携中枢都市圏や播磨科学公園都市圏域定住自立圏については、人口減少、少子高齢化、経済の停滞などの課題を共有する中で、行政サービスの効率化、地域の魅力の創出と情報発信、さらには地域産業の活性化などを図っていくため、各市町との連携のもと圏域の潜在力を生かすことにより、より効率的で効果的な質の高い取組を展開していきます。

また、今後は、観光、防災、道路網、公共交通など様々な分野において、隣接する但馬地域や県域を越えた近隣市町と広域連携を展開していくための方策について、検討・推進に努めていきます。

4. 国土強靱化の推進

本市の豊かな自然は市民や来訪者等に多くの恵みをもたらし、地域活力の源となっている一方、台風、大雨、地震等による被害拡大の原因ともなり、私たちの日常を一瞬にして奪うこともあります。局所的短時間豪雨災害等の頻発化・激甚化や南海トラフ巨大地震等の発生が懸念される中、本市においてもこうした災害への対応を強化することが求められています。

国では東日本大震災等、過去の災害による甚大な被害に対して、長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきました。これを避けるため「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25（2013）年法律第 95 号）」が施行され、大規模自然災害等に備えた強靱な国づくりに向け、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するための取組を推進しています。

本市においても、どのような大規模自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるため、本計画と整合を図りながら別に定める「宍粟市地域強靱化計画」を各分野の個別計画の国土強靱化に関する指針として、強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めていくこととします。

■総合計画と国土強靱化計画、個別計画の位置づけ

